

常陸大宮市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項の規定に基づき令和4年度の定例監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年1月4日

常陸大宮市監査委員 鈴木 邦 夫

常陸大宮市監査委員 飛 田 啓 一

常陸大宮市監査委員 高 村 和 郎

令和4年度
定例監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

第1 監査の概要

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第4項、常陸大宮市監査委員条例第3条

2 監査の種類

財務監査（常陸大宮市監査基準第4条第1項の1）

3 監査の対象範囲

令和4年度の一般会計及び特別会計等に係る事務事業

4 監査の対象部署

- (1) 地域創生部・・・地域創生課、定住推進課、各支所
- (2) 市民生活部・・・市民課、生活環境課、税務徴収課
- (3) 保健福祉部・・・社会福祉課、長寿福祉課、医療保険課、健康推進課
こども課（保育所、こどもセンターを含む。）
- (4) 会 計 課

5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

6 監査の主な実施内容

監査対象部署から提出のあった調書及び書類を予備監査により検証し、関係職員から内容聴取を行うとともに、金券等を実査した。

7 監査日時及び実施場所並びに監査担当者（別添日程表のとおり）

日 時：令和4年10月24日（月）

場 所：市役所301会議室、行政委員会室

担当者：監査委員 3名

第2 監査の結果

財務に関する事務は概ね適正に執行されていたが、次のとおり改善又は検討を要する事項等が見られたので、今後さらに適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

1 共通事項

【切手等の管理について】

切手現物と受払簿数量の不突合、また帳簿への払出未記入項目や残数差引誤りなどの改善事項が複数の部署で認められた。切手は換金が容易であり、厳格な管理が求められることから、現金と同様であることを強く認識し、受払簿への正確な記載を行うとともに、定期的に残枚数を確認するなど、適正な管理に努められたい。

2 個別監査結果

部署別の監査結果は次のとおりである。

部 署 名	地域創生部 定住推進課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	地域創生部 地域創生課
① 補助金の精算処理について 令和3年度常陸大宮市区長会補助金の精算に係る返還処理が令和4年度予算で執行されていた。補助金は年度終了後速やかにその実績を審査し金額を確定すべきであることから、当該年度内（出納整理期間を含む）に適切に精算処理を行われたい。	

部 署 名	地域創生部 山方支所
<p>① 所管団体の切手等の管理について</p> <p>防犯連絡協議会など関連団体の切手出納簿の残数が非常に確認しにくい状況であり、記録が複雑化し数量の誤りを生じる可能性が高いことから、市の様式に準じるなど事務の改善を図られたい。</p>	

部 署 名	地域創生部 美和支所
<p>① 切手等の管理について</p> <p>切手出納簿と現物数量に不突合がみられたので、適正な管理に努められたい。</p> <p>② 準公金の出納簿等の作成について（防犯連絡協議会、交通安全協会、交通安全母の会）</p> <p>団体事務に係る会計経理伝票処理等について一覧や出納簿がなかったことから、適切な管理及び正確な精算処理を行うため作成を検討されたい。</p>	

部 署 名	地域創生部 緒川支所
<p>特記すべき事項はなかった。</p>	

部 署 名	地域創生部 御前山支所
<p>① 御前山ダム公園駐車場鍵管理業務委託料について</p> <p>当該業務委託には鍵管理のほか不審者通報やごみの収集業務等も含まれており、委託名称との乖離があるため、適切な名称へ変更されたい。また、日額での実績払となっているが、委託仕様書により年間を通して実施すべき日数（曜日等）を規定していることから、事務効率化のため月額又は年額の支払方法も併せて検討されたい。</p>	

部 署 名	市民生活部 市民課
<p>① 切手等の管理について</p> <p>切手出納簿と現物数量に不突合がみられたので、適正な管理に努められたい。</p>	

部 署 名	市民生活部 生活環境課
<p>① 所管団体の切手等の管理について</p> <p>所管団体分の切手出納簿と現物数量に不突合がみられたので、厳格な管理を徹底されたい。</p> <p>② 交通安全対策基金について</p> <p>本基金は果実運用型基金として昭和 60 年に設立し現在 2,400 万円余の積立金を保有しているが、市場の低金利が続くなか毎年度 2 千円程度の形式的な収入経理にとどまり、400 万円超の事業予算も殆ど賄えていない状況である。また、聴取の結果、今後の基金活用方針も不明瞭であった。</p> <p>設立当初は高金利を背景として利息による事業が実施できた可能性もあるものの、現在の国内の金利情勢において運用益を原資とした展開は困難であり、現金資産を有効に活用できておらず、基金自体の保有意義も薄れていることから、存続の必要性や運用方法について検討されたい。</p> <p>(参考：日本国債利回り 3 年 昭和 60 年 6.5%程度、令和 4 年度 0.03%程度)</p>	

部 署 名	市民生活部 税務徴収課
<p>特記すべき事項はなかった。</p>	

部 署 名	保健福祉部 こども課(各保育所、こどもセンターを含む。)
<p>① 助成金の支給手続について (こども課)</p> <p>令和 3 年度中に事業者を支払われるべき雇用に関する助成金が令和 4 年度予算で執行されていた。事業者からの請求漏れが一義的な要因であるが、漏れのないよう事業者に対し請求を促すなど、単年度会計の原則に基づき当該年度内(出納整理期間を含む)に適切に処理を行われたい。</p>	

部 署 名	保健福祉部 医療保険課（美和診療所、緒川歯科診療所を含む。）
<p>① 切手等の管理について（緒川歯科診療所）</p> <p>切手等の現物数量と出納簿記載の数量は適正であったが、出納簿が券面額によって区分されておらず確認しづらいものであった。切手出納簿は明瞭でなければ管理の妨げになる可能性もあることから、記載方法について検討されたい。</p>	

部 署 名	保健福祉部 長寿福祉課
<p>① 切手等の管理について</p> <p>切手出納簿と現物数量に不突合がみられたほか、葉書保有分の出納簿が作成されていなかったため、作成のうえ適正な管理に努められたい。</p>	

部 署 名	保健福祉部 社会福祉課
<p>特記すべき事項はなかった。</p>	

部 署 名	保健福祉部 健康推進課
<p>特記すべき事項はなかった。</p>	

部 署 名	会計課
<p>特記すべき事項はなかった。</p>	